

目 次

告 示

- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・津市下水道排水設備指定工事店の指定及び取消し
- ・国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効
- ・津駅前北部土地区画整理事業に伴う電線共同溝の整備
- ・撤去自転車の保管
- ・地縁による団体の認可
- ・地縁による団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・国民健康保険被保険者証の無効
- ・撤去自転車の保管
- ・市議会定例会の招集
- ・地縁による団体の告示事項の変更
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管

公 告

- ・犬の抑留
- ・特定農用地利用規程の認定
- ・犬の抑留
- ・平成 18 年度地籍調査事業の実施計画

教委告示

- ・教育委員会の招集

選管告示

- ・津市農業委員会委員選挙における候補者届等の書類を提出すべき場所
- ・津市農業委員会委員選挙における不在者投票の用紙等の交付場所
- ・津市農業委員会委員選挙における選挙長の告示の方法
- ・津市農業委員会委員選挙における選挙長及び代理者の選任
- ・津市農業委員会委員選挙における郵便をもって投票用紙等の発送のできる日
- ・津市農業委員会投票区の一部の改正
- ・津市農業委員会委員選挙における選挙の期日
- ・津市農業委員会委員選挙における投票場所
- ・津市農業委員会委員選挙における開票事務及び選挙会事務の合同
- ・津市農業委員会委員選挙における選挙会の日時及び場所
- ・津市農業委員会委員選挙における投票管理者及び代理者の選任
- ・津市農業委員会委員選挙における期日前投票場所
- ・津市農業委員会委員選挙における期日前投票管理者及び代理者の選任
- ・津市農業委員会委員選挙における投票所の開閉時間

津市告示第485号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月16日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）、津駅西第一公共自転車等駐車場及び津駅西第二公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年11月16日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第486号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月17日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）、阿漕駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年11月17日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 4 8 7 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定及び指定を取り消したので、同条例第 1 7 条の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
有限会社旭建設	松阪市嬉野中川町 5 0 5 番地 5	平成 1 8 年 1 0 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
伊賀住宅設備機器	伊賀市山出 2 5 4 5 番地 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
株式会社那珂技建工業	津市久居元町 2 3 6 1 番地 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
ヒロ工業	鈴鹿市住吉五丁目 7 番 4 号	平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

指定を取り消した業者

業 者 名	所 在 地	取 消 年 月 日
れんげメンテナン ス株式会社	伊勢市神社港 4 1 8 番地 9	平成 1 8 年 1 0 月 1 日

津市告示第488号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成18年11月20日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0693168	平成18年10月 1日	平成18年11月10日
0723270	平成18年10月 1日	平成18年11月10日
0843243	平成18年10月 1日	平成18年11月10日

国民健康保険高齢者受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0693168	平成18年 8月 1日	平成18年11月10日

津市告示第489号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年11月20日

津市長 松田直久

道路の種類	路線名	区間
都市計画道路	上浜町第54号線	津市上浜町一丁目183番地先から 津市上浜町一丁目167番地先まで
都市計画道路	栄町第26号線	津市栄町四丁目255番地先から 津市栄町四丁目4番の1地先まで
都市計画道路	栄町第27号線	津市栄町四丁目245番の16地先 から 津市栄町四丁目171番地先まで
都市計画道路	栄町第37号線	津市栄町四丁目38番の1地先から 津市栄町四丁目74番地先まで

津市告示第490号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月20日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）及び津新町駅南公共自転車
等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年11月20日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第491号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、
地縁による団体を次のとおり認可した。

平成18年11月21日

津市長 松田直久

1 名称

岩原区自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 地域内の防犯・安全・協調

3 区域

本会の区域は、津市芸濃町椋本4672番地、4741番地6、4737番地2、4706番地7、3525番地2、3524番地1、3431番地29、及び3859番地を結んだ区域とする。

4 事務所

三重県津市芸濃町椋本岩原公民館に置く。

5 代表者の氏名及び住所

犬飼 肇

津市芸濃町椋本3943番地1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成18年11月21日

津市告示第 4 9 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

老ケ野地区

三重県津市美杉町八知 7 1 8 4 番地

代表者 清 水 得 男

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村八知老ケ野地区（老ケ野下自治会・老ケ野上自治会・老ケ野共栄自治会）の区域とする
変更後	三重県津市美杉町八知老ケ野地区（老ケ野下自治会・老ケ野上自治会・老ケ野共栄自治会）の区域とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村八知 8 2 4 3 番地
変更後	三重県津市美杉町八知 8 2 4 3 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	福田 博 三重県一志郡美杉村八知 8 2 2 9 番地
変更後	清水 得男 三重県津市美杉町八知 7 1 8 4 番地

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

定期総会において、平成 1 8 年 4 月 1 6 日より新任

津市告示第493号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月21日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年11月21日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第494号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成18年11月22日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0532580	平成18年10月1日	平成18年10月1日

津市告示第495号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月22日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年11月22日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第496号

平成18年第4回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年11月24日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成18年12月1日

2 招集の場所

津市議会議場

津市告示第 4 9 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 13 年河芸町告示第 1241 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

久知野丘自治会

三重県津市河芸町久知野 1764 番地

代表者 青 昌 三

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	本会の区域は、三重県安芸郡河芸町大字久知野の全域
変更後	本会の区域は、三重県津市河芸町久知野の全域

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡河芸町大字久知野 1775 番地
変更後	三重県津市河芸町久知野 1775 番地

(3) 代表者の住所氏名

変更前	三重県安芸郡河芸町大字久知野 1764 番地 青 昌 三
変更後	三重県津市河芸町久知野 1764 番地 青 昌 三

3 変更の理由

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため。

4 変更年月日

平成 18 年 2 月 26 日

津市告示第498号

下記の者に対する参加差押通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年11月27日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第499号

下記の者に対する参加差押通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年11月27日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第500号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月27日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年11月27日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第501号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月28日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年11月28日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第502号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月29日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）及び江戸橋駅前公共自転車
等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年11月29日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第503号

下記の者に対する固定資産税・都市計画税平成13年度4期分から平成14年度4期分及び市県民税平成14年度2期から4期分の督促状は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年11月30日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

津市告示第504号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年11月30日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）、小船地内、高茶屋地内及び江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年11月30日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市公告第157号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年11月17日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年11月16日
- 2 抑留期間 平成18年11月21日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	久居 東鷹跡町	雑種	白	メス	中	不明	青い首輪
2	白塚町	雑種	黒白	メス	中	不明	
3	白塚町	雑種	黒白	不明	中	不明	

- 3 公示期間 平成18年11月17日から平成18年11月21日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第158号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の規定により平成18年4月1日付けで認定申請のあった下記の特定農用地利用規程については、平成18年5月1日に認定したので、同条第8項の規定により公告する。

平成18年11月21日

津市長 松田直久

記

認定した特定農用地利用規程

所在地	団体名称	代表者
津市一志町日置	日置区農家組合	田中 利一

津市公告第159号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年11月22日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年11月21日
- 2 抑留期間 平成18年11月27日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町 南家城	雑種	白茶	オス	中	不明	鎖の首輪

- 3 公示期間 平成18年11月22日から平成18年11月27日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第160号

国土調査法（昭和26年法律第180号）により平成18年度において、次の区域の地籍調査を実施するので同法第7条の規定により公示する。

平成18年11月30日

津市長 松田直久

- 1 事業計画が公示された年月日
平成18年11月21日
- 2 調査を実施する者の名称
津市
- 3 調査区域
佐田②、大広③-1
- 4 調査期間
公示の日から平成19年3月30日まで

津市教育委員会告示第13号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年11月24日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年11月27日（火）午前8時40分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市通学区域審議会委員の委嘱について
 - (2) 平成18年度津市一般会計補正予算（第4号）〈教委所管分〉
 - (3) 平成18年度津市教育功労者表彰について
 - (4) 平成18年度末県費職員人事異動基本方針について

津市選挙管理委員会告示第89号

平成18年12月3日執行予定の津市農業委員会委員選挙における候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定める。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

提出すべき場所	第1選挙区	津市選挙管理委員会事務局
	第2選挙区	同上
	第3選挙区	同上
	第4選挙区	久居総合支所総務課
	第5選挙区	河芸総合支所総務課
	第6選挙区	芸濃総合支所総務課
	第7選挙区	美里総合支所総務課
	第8選挙区	安濃総合支所総務課
	第9選挙区	一志総合支所総務課
	第10選挙区	白山総合支所総務課
	第11選挙区	美杉総合支所総務課

津市選挙管理委員会告示第90号

平成18年12月3日執行予定の津市農業委員会委員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

交 付 場 所	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階 大会議室B	津地区第1～第4、津地区神戸、津地区安東、津地区楡形、津地区片田、津地区一身田、津地区白塚、津地区栗真、津地区大里、津地区高野尾、津地区藤水、津地区高茶屋、津地区雲出、香良洲地区投票区
津市久居庁舎3階 301会議室	久居地区第1～久居地区第16投票区
津市河芸庁舎3階 防災集会室	河芸地区第1～河芸地区第8投票区
津市芸濃庁舎1階 多目的会議室	芸濃地区第1～芸濃地区第5投票区
津市美里庁舎1階 応接室会議室	美里地区第1～美里地区第3投票区
津市安濃中央公民館2階 第1研修室	安濃地区第1～安濃地区第4投票区
津市一志庁舎1階 市民対話室	一志地区第1～一志地区第4投票区
津市白山庁舎2階 203会議室	白山地区第1～白山地区第10投票区
津市美杉庁舎1階 相談室	美杉地区第1～美杉地区第7投票区

津市選挙管理委員会告示第91号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における選挙長の行う告示は、下記の選挙区の区分に応じ津市役所本庁舎及び関係総合支所の掲示場に掲示してこれを行う。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

選挙区	掲示場の場所
第1～第3選挙区	津市本庁舎
第4選挙区	津市久居庁舎
第5選挙区	津市河芸庁舎
第6選挙区	津市芸濃庁舎
第7選挙区	津市美里庁舎
第8選挙区	津市安濃庁舎
第9選挙区	津市一志庁舎
第10選挙区	津市白山庁舎
第11選挙区	津市美杉庁舎

津市選挙管理委員会告示第92号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		伊藤 學
第2選挙区		倉田 茂雄
第3選挙区		前川 進
第4選挙区		久保 廣
第5選挙区		阪 淳
第6選挙区		堀 巖
第7選挙区		谷口 松雄
第8選挙区		後藤 肇
第9選挙区		長谷川正明
第10選挙区		中森 正治
第11選挙区		吉田 泰久

2 選挙長に事故があり又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		佐野 繁
第2選挙区		草深 芳健
第3選挙区		松岡 俊之
第4選挙区		御給 亘
第5選挙区		鈴木 捷功
第6選挙区		林 信郎
第7選挙区		村上 功
第8選挙区		紀平 芳久
第9選挙区		平山 公三
第10選挙区		吉田 隆彦
第11選挙区		藤田 清志

津市選挙管理委員会告示第93号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び同令第59条の4第4項の規定により、選挙期日の告示日前に投票用紙の請求があり、郵便をもって投票用紙等の発送のできる日を次のとおり定めたので、告示する。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

告示日の2日前

津市選挙管理委員会告示第94号

津市農業委員会選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

表津地区・第2投票区の項中「末広町」の次に「、なぎさまち」を加え、同表津地区・第3投票区の項中「大倉」の次に「、船頭町津」を、「八幡町津」の次に「、八幡町藤方、八幡町津興」を加え、同表津地区・大里投票区の項中「大里山室町」の次に「、あかつ台一丁目、あかつ台二丁目、あかつ台三丁目、あかつ台四丁目、あかつ台五丁目」を加え、同表久居地区・第2投票区の項中「サン・コーポラス北口」の次に「、三重中央医療センター」を加え、「藤ヶ丘町」を「藤ヶ丘町」に、「富士クラブ、ポルタひさい」を「ポルタひさいマンション」に、「野村町西、野村町東」を「陸上自衛隊、野村西、野村東」に改め、「、日本鋼管」を削り、「井戸山町公務員住宅」を「井戸山公務員住宅」に、「桜が丘町、久居第2団地」を「桜が丘町、東さくらが丘、久居第2団地、JFE久居アパート」に改め、同表久居地区・第4投票区の項中「須ヶ瀬町、須ヶ瀬高橋区」を「須ヶ瀬町」に改め、同表久居地区・第6投票区の項中「新家町」を「新家」に改め、「、里ノ内住宅」を削り、同表久居地区・第9投票区の項中「森音の郷」の次に「、サンフォレスト」を加え、同表久居地区・第10投票区の項中「大鳥町」の次に「、メープル」を加え、同表久居地区・第12投票区の項中「緑が丘町、美里ホームランド」を「緑が丘町、ホームランド」に改め、同表久居地区・第13投票区の項中「~~榊~~原3」の次に「、航空自衛隊」を加え、同表美里地区・第3投票区の項中「船山」の次に「、長谷山ハイツ」を加え、同表一志地区・第3投票区の項中「小山団地」を「小山台地」に改め、同表白山地区・第5投票区の項中「~~榊~~原カントリー」を「三重中央カントリー」に改め、同表白山地区・第9投票区の項中「伊勢見」の次に「、ガーデンビレッジ青山高原、ロイヤルタウン榊原」を加え、同表白山地区・第10投票区の項中「ガーデンビレッジ青山高原」を「スカイグランデ」に改める。

附則第2項中「条例」を「告示」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市農業委員会選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後に

その期日を告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第95号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、津市農業委員会選挙の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

選挙期日 平成18年12月3日

津市選挙管理委員会告示第96号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における投票所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

投 票 区	投 票 所
津地区第1投票区	津市立南立誠小学校
津地区第2投票区	津市敬和公民館
津地区第3投票区	津市阿漕塚記念館
津地区第4投票区	津市新町会館
津地区神戸投票区	津市神戸出張所
津地区安東投票区	津市安東出張所
津地区楡形投票区	津市楡形出張所
津地区片田投票区	津市片田出張所
津地区一身田投票区	津市一身田公民館
津地区白塚投票区	津市白塚公民館
津地区栗真投票区	津市栗真出張所
津地区大里投票区	津市大里出張所
津地区高野尾投票区	津市高野尾転作促進技術研修所
津地区藤水投票区	津市藤水出張所
津地区高茶屋投票区	津市南郊公民館
津地区雲出投票区	津市雲出出張所
香良洲地区投票区	津市香良洲中央公民館
久居地区第1投票区	久居総合支所
久居地区第2投票区	津市北部保育園
久居地区第3投票区	津市元町地区集会所
久居地区第4投票区	津市須ヶ瀬構造改善センター
久居地区第5投票区	木造区集会所
久居地区第6投票区	津市立桃園幼稚園
久居地区第7投票区	津市戸木公民館
久居地区第8投票区	津市七栗産業会館
久居地区第9投票区	津市立栗葉幼稚園
久居地区第10投票区	一色公会所
久居地区第11投票区	下稲葉公会所
久居地区第12投票区	上稲葉ふれあい会館
久居地区第13投票区	津市 神 原農民研修所
久居地区第14投票区	津市下村教育集会所
久居地区第15投票区	寺野垣内集会所
久居地区第16投票区	津市 神 原上教育集会所

投 票 区	投 票 所
河芸地区第1投票区	中別保公民館
河芸地区第2投票区	一色区住民センター
河芸地区第3投票区	津市立上野小学校
河芸地区第4投票区	東千里公民館
河芸地区第5投票区	西千里公民館
河芸地区第6投票区	津市立黒田小学校
河芸地区第7投票区	南黒田公民館
河芸地区第8投票区	三行公民館
芸濃地区第1投票区	津市芸濃総合文化センター
芸濃地区第2投票区	津市立明小学校
芸濃地区第3投票区	津市立安西雲林院幼稚園
芸濃地区第4投票区	津市雲林院福祉会館
芸濃地区第5投票区	津市落合の郷
美里地区第1投票区	津市立長野小学校
美里地区第2投票区	津市立高宮小学校
美里地区第3投票区	津市立辰水小学校
安濃地区第1投票区	津市草生公民館
安濃地区第2投票区	津市村主公民館
安濃地区第3投票区	津市安濃公民館
安濃地区第4投票区	津市明合公民館
一志地区第1投票区	津市大井公民館
一志地区第2投票区	津市波瀬ふれあい会館
一志地区第3投票区	津市川合文化会館
一志地区第4投票区	津市高岡老人憩いの家
白山地区第1投票区	津市元取公民館
白山地区第2投票区	津市家城農村集落多目的共同利用施設
白山地区第3投票区	津市白山中央公民館農民研修所
白山地区第4投票区	茅刈公民館
白山地区第5投票区	津市大三農村集落多目的共同利用施設
白山地区第6投票区	津市三ヶ野集会所
白山地区第7投票区	津市倭公民館
白山地区第8投票区	津市上ノ村集会所
白山地区第9投票区	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設

投 票 区	投 票 所
白山地区第10投票区	津市山田野集会所
美杉地区第1投票区	津市竹原多目的集会所
美杉地区第2投票区	津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」
美杉地区第3投票区	津市太郎生多目的集会所
美杉地区第4投票区	津市伊勢地地域住民センター
美杉地区第5投票区	津市八幡地域住民センター
美杉地区第6投票区	津市多気地域住民センター
美杉地区第7投票区	津市下之川地域住民センター

投 票 区	投 票 所
津地区第1投票区	津市立南立誠小学校
津地区第2投票区	津市敬和公民館
津地区第3投票区	津市阿漕塚記念館
津地区第4投票区	津市新町会館
津地区神戸投票区	津市神戸出張所
津地区安東投票区	津市安東出張所
津地区楡形投票区	津市楡形出張所
津地区片田投票区	津市片田出張所
津地区一身田投票区	津市一身田公民館
津地区白塚投票区	津市白塚公民館
津地区栗真投票区	津市栗真出張所
津地区大里投票区	津市大里出張所
津地区高野尾投票区	津市高野尾転作促進技術研修所
津地区藤水投票区	津市藤水出張所
津地区高茶屋投票区	津市南郊公民館
津地区雲出投票区	津市雲出出張所
香良洲地区投票区	津市香良洲中央公民館
久居地区第1投票区	久居総合支所
久居地区第2投票区	津市北部保育園
久居地区第3投票区	津市元町地区集会所
久居地区第4投票区	津市須ヶ瀬構造改善センター
久居地区第5投票区	木造区集会所
久居地区第6投票区	津市立桃園幼稚園
久居地区第7投票区	津市戸木公民館
久居地区第8投票区	津市七栗産業会館
久居地区第9投票区	津市立栗葉幼稚園
久居地区第10投票区	一色公会所
久居地区第11投票区	下稲葉公会所
久居地区第12投票区	上稲葉ふれあい会館
久居地区第13投票区	津市 神 原農民研修所
久居地区第14投票区	津市下村教育集会所
久居地区第15投票区	寺野垣内集会所
久居地区第16投票区	津市 神 原上教育集会所

投 票 区	投 票 所
河芸地区第1投票区	中別保公民館
河芸地区第2投票区	一色区住民センター
河芸地区第3投票区	津市立上野小学校
河芸地区第4投票区	東千里公民館
河芸地区第5投票区	西千里公民館
河芸地区第6投票区	津市立黒田小学校
河芸地区第7投票区	南黒田公民館
河芸地区第8投票区	三行公民館
芸濃地区第1投票区	津市芸濃総合文化センター
芸濃地区第2投票区	津市立明小学校
芸濃地区第3投票区	津市立安西雲林院幼稚園
芸濃地区第4投票区	津市雲林院福祉会館
芸濃地区第5投票区	津市落合の郷
美里地区第1投票区	津市立長野小学校
美里地区第2投票区	津市立高宮小学校
美里地区第3投票区	津市立辰水小学校
安濃地区第1投票区	津市草生公民館
安濃地区第2投票区	津市村主公民館
安濃地区第3投票区	津市安濃公民館
安濃地区第4投票区	津市明合公民館
一志地区第1投票区	津市大井公民館
一志地区第2投票区	津市波瀬ふれあい会館
一志地区第3投票区	津市川合文化会館
一志地区第4投票区	津市高岡老人憩いの家
白山地区第1投票区	津市元取公民館
白山地区第2投票区	津市家城農村集落多目的共同利用施設
白山地区第3投票区	津市白山中央公民館農民研修所
白山地区第4投票区	茅刈公民館
白山地区第5投票区	津市大三農村集落多目的共同利用施設
白山地区第6投票区	津市三ヶ野集会所
白山地区第7投票区	津市倭公民館
白山地区第8投票区	津市上ノ村集会所
白山地区第9投票区	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設

投 票 区	投 票 所
白山地区第10投票区	津市山田野集会所
美杉地区第1投票区	津市竹原多目的集会所
美杉地区第2投票区	津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」
美杉地区第3投票区	津市太郎生多目的集会所
美杉地区第4投票区	津市伊勢地地域住民センター
美杉地区第5投票区	津市八幡地域住民センター
美杉地区第6投票区	津市多気地域住民センター
美杉地区第7投票区	津市下之川地域住民センター

津市選挙管理委員会告示第97号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における開票の事務は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

津市選挙管理委員会告示第98号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

選挙区	日 時	場 所
第1選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市本庁舎 (8階大会議室A)
第2選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市一身田公民館
第3選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市南郊公民館
第4選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市久居庁舎 (3階301会議室)
第5選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市河芸庁舎 (1階防災研修室)
第6選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市芸濃庁舎 (2階大会議室)
第7選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市美里庁舎 (2階会議室)
第8選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市安濃庁舎 (2階第1会議室)
第9選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市一志庁舎 (2階大会議室)
第10選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市白山庁舎 (2階203会議室)
第11選挙区	平成18年12月3日午後8時30分	津市美杉総合開発センター大集会場

ただし、無投票選挙区の選挙会は、平成18年12月4日午前9時より定められた場所で行う。

津市選挙管理委員会告示第99号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

投票区	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
津地区第1		長谷川好道		鈴木 武成
津地区第2		和田サダエ		廣部 賢
津地区第3		阿部きみ子		鈴木 昌弘
津地区第4		佐野 悟		倉田 信男
津地区神戸		伊東 隆治		川北 重美
津地区安東		佐野 繁		木平 伊孝
津地区櫛形		田中 謙二		濱地 宏明
津地区片田		國府純太郎		池山 勝美
津地区一身田		小菅 教示		青木 正司
津地区白塚		加藤 秋義		中村 鉄哉
津地区栗真		林 雅則		坂野 市郎
津地区大里		宇田 武弘		加藤 正文
津地区高野尾		青木 勝司		長谷川久之
津地区藤水		森田 定		鈴木 正一
津地区高茶屋		田中 三良		梅田 伸
津地区雲出		北村 尚敏		別所 静男
香良洲地区		葛井 一吉		小濱 雅代
久居地区第1		内田 忠吉		伊藤 文夫
久居地区第2		箕田 伸夫		永谷 茂
久居地区第3		川本 一郎		山出 正巳
久居地区第4		笠井 泰雄		下里 学

投票区	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
久居地区第5		波多野隆生		稲垣 久雄
久居地区第6		田中 敏夫		青木 孝一
久居地区第7		村木 正義		宮田 裕幸
久居地区第8		岸江 功作		平岡 良治
久居地区第9		服部 和行		岸江 一浩
久居地区第10		山際 陽一		川原田克美
久居地区第11		森本 勇		木村 守
久居地区第12		中島 久		久世 真澄
久居地区第13		長谷川孝一		市場ひさ子
久居地区第14		奥山 龍也		久保 和生
久居地区第15		西尾 明		大野 講一
久居地区第16		伊藤 靖		山路 源郎
河芸地区第1		岡 正和		米倉 秀治
河芸地区第2		伊藤 守		加藤 良弘
河芸地区第3		増川 二郎		駒田 好彦
河芸地区第4		河戸 和治		後藤 徳秋
河芸地区第5		河戸 武敏		奥山 巖
河芸地区第6		岡村 和男		岡 孝充
河芸地区第7		河戸 一		芝山 直子
河芸地区第8		別府 保次		秋田 三郎
芸濃地区第1		横山 和俊		駒田 幸宏

投票区	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
芸濃地区第2		藤谷 弘一		今井 直樹
芸濃地区第3		浅尾 清		田中 康之
芸濃地区第4		近澤 音美		豊濱 博幸
芸濃地区第5		山川 洋子		蟻戸 孝明
美里地区第1		石井 厚人		山川 稔也
美里地区第2		宮本 努		宮本さち子
美里地区第3		中森 長郎		細野 雅司
安濃地区第1		小林みち代		紀平 久樹
安濃地区第2		笠井みや子		宮田 真伸
安濃地区第3		平松 卓美		佐野 敬司
安濃地区第4		田中つや子		小林 千春
一志地区第1		奥田 武志		山際 宗治
一志地区第2		橋本 克司		小畑 憲一
一志地区第3		豊田 弘		小林 源
一志地区第4		竹内 栄喜		大西 栄市
白山地区第1		高口 清		中西 公
白山地区第2		庄山 行雄		岩脇 輝明
白山地区第3		茂山 和志		大川 祐喜
白山地区第4		吉田 演宏		和田 裕子
白山地区第5		町下 勝一		田中 雅夫
白山地区第6		臼井 喜功		吉田 隆彦

投票区	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
白山地区第7		長岡 亨		今井 直毅
白山地区第8		中西 正治		天花寺 充
白山地区第9		川端 良博		西森 正美
白山地区第10		多喜 正和		山崎 正行
美杉地区第1		山口 倍生		辻谷美喜子
美杉地区第2		藤田 清志		田中 文二
美杉地区第3		岡田 嘉平		樋口 征義
美杉地区第4		日高 上		溝口 咲子
美杉地区第5		岡野 正男		佐野 栄志
美杉地区第6		結城 實		鈴木 洋一
美杉地区第7		橋本 良一		渡邊 浩一

津市選挙管理委員会告示第100号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登録されている選挙人名簿の投票区
第1期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市本庁舎8階 大会議室B	津地区第1～第4、津地区神戸、津地区安東、津地区櫛形、津地区片田、津地区一身田、津地区白塚、津地区栗真、津地区大里、津地区高野尾、津地区藤水、津地区高茶屋、津地区雲出、香良洲地区投票区
第2期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市久居庁舎3階 301会議室	久居地区第1 ～久居地区第16投票区
第3期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市河芸庁舎3階 防災集会室	河芸地区第1 ～河芸地区第8投票区
第4期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市芸濃庁舎1階 多目的会議室	芸濃地区第1 ～芸濃地区第5投票区
第5期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市美里庁舎1階 応接室会議室	美里地区第1 ～美里地区第3投票区
第6期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市安濃中央公民館2階第1研修室	安濃地区第1 ～安濃地区第4投票区
第7期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市一志庁舎1階 市民対話室	一志地区第1 ～一志地区第4投票区
第8期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市白山庁舎2階 203会議室	白山地区第1 ～白山地区第10投票区
第9期日前投票所	平成18年11月27日から 平成18年12月2日まで	津市美杉庁舎1階 相談室	美杉地区第1 ～美杉地区第7投票区

津市選挙管理委員会告示第101号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

第1期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
11月28日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
11月29日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
11月30日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
12月 1日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
12月 2日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘

第2期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		西川 政良		青木 好巳
11月28日		山出 久春		青木 好巳
11月29日		御給 亘		青木 好巳
11月30日		山出 久春		青木 好巳
12月 1日		御給 亘		青木 好巳
12月 2日		薄井 憲信		福垣 久雄

第3期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		長井三喜夫		鈴木 正純
11月28日		長井三喜夫		鈴木 正純
11月29日		長井三喜夫		鈴木 正純
11月30日		長井三喜夫		鈴木 正純
12月 1日		長井三喜夫		鈴木 正純
12月 2日		長井三喜夫		鈴木 正純

第4期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		古市 隆夫		田中 康之
11月28日		中村 喜次		駒田 幸宏
11月29日		中村 喜次		今井 直樹
11月30日		駒田 貞範		豊濱 博幸
12月 1日		林 信郎		蟻戸 孝明
12月 2日		林 信郎		田中 康之

第5期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		谷口 松雄		清水 裕順
11月28日		石井 厚人		平田 基洋
11月29日		谷口 松雄		今井 聡
11月30日		谷田 通一		谷口竜二郎
12月 1日		谷口 松雄		平田 基洋
12月 2日		谷口 松雄		谷口竜二郎

第6期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		後藤 肇		井村ひとみ
11月28日		紀平 芳久		紀平 久樹
11月29日		田中コサ子		小林 千春
11月30日		笠井みや子		宮田 真伸
12月 1日		紀平 芳久		紀平 久樹
12月 2日		平世 卓斐		佐野 敏司

第7期日前投票所

職務を 行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		前山 寛		長谷川正明
11月28日		前山 寛		長谷川正明
11月29日		前山 寛		長谷川正明
11月30日		徳田 博之		長谷川正明
12月 1日		徳田 博之		長谷川正明
12月 2日		徳田 博之		長谷川正明

第8期日前投票所

職務を 行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		中森 正治		吉田 隆彦
11月28日		中森 正治		吉田 隆彦
11月29日		中森 正治		吉田 隆彦
11月30日		中森 正治		吉田 隆彦
12月 1日		中森 正治		吉田 隆彦
12月 2日		中森 正治		吉田 隆彦

第9期日前投票所

職務を 行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		藤田 清志		横谷 周
11月28日		藤田 清志		横谷 周
11月29日		藤田 清志		横谷 周
11月30日		藤田 清志		横谷 周
12月 1日		藤田 清志		横谷 周
12月 2日		藤田 清志		横谷 周

津市選挙管理委員会告示第102号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における投票所の開閉時間を農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後7時